

“スポーツ安全保険”はスポーツ庁からの要請を受け、2023年度より「災害共済給付制度」と同程度になるよう改定を行いました。

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月 スポーツ庁・文化庁)

II 新たな地域クラブ活動 2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進 ※抜粋・要約

(8) 保険の加入 (本文20頁)

ア 地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

イ 各競技団体又は生徒のスポーツ・文化芸術活動に関わる各分野の関係団体等は、分野・競技特性やこれまでの活動状況・怪我や事故の発生状況等を踏まえ、適切な補償内容・保険料である保険を選定。指導者や参加者等に対して指定する保険加入を義務付けるなど、怪我や事故が生じても適切な補償が受けられるようにする。

学校部活動の地域連携、地域クラブ活動への移行の全体像 (イメージ)

休日の地域クラブ活動

【位置付け】学校と連携して行う地域クラブ活動

(法律上は社会教育、スポーツ、文化芸術)

■ 地域の多様な主体が実施。学校は、活動方針、活動状況や生徒に関する情報の共有等を通じて連携。

運営団体・実施主体	①地方公共団体 (※複数地方公共団体の連携を含む) ②多様な組織・団体 (総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団、体育・スポーツ協会、競技団体、プロチーム、民間事業者、大学、文化芸術団体、地域学校協働本部、同窓会等)
指導者	地域の指導者 (一部教員の兼職兼業)
参加者	地域の生徒 (※他の世代と一緒に参画する場合を含む)
場所	学校施設、社会教育施設、公共のスポーツ・文化施設、地域団体・民間事業者等有する施設
費用	可能な限り低廉な会費+用具、交通費等の実費
補償	各種保険等

※学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン (令和4年12月) 参考資料 抜粋

令和4年12月27日付 (4ス庁第1640号) スポーツ庁次長、文化庁次長、文部科学省局長通知 各都道府県知事・教育委員会、各指定都市市長・教育委員会、他宛

「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の策定及び学校部活動の地域連携・地域移行に関する関連制度の運用について (通知) ※抜粋

第2 ガイドラインに関する留意事項について

③ 地域クラブ活動については、学校部活動と異なり災害共済給付の対象外となるため、生徒が安心して活動に参加できるよう、自分の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入が求められること。なお、公益財団法人スポーツ安全協会においては、スポーツ庁からの要請を受け、スポーツ安全保険 (文化芸術活動を含む) について、災害共済給付制度と同程度の補償内容で、かつ賠償責任が補償に含まれるよう改善を行っていること。

検討会議の提言内容を踏まえて...

(令和4年6月6日)

運動部活動の地域移行に関する検討会議提言

第8章 保険の在り方 2. 保険の補償内容 ※抜粋・要約

①現状と課題

○ 災害共済給付制度による補償内容とスポーツ安全保険との補償内容を比較すると、スポーツ安全保険には賠償責任保険が含まれるなど、補償内容が手厚い面がある。

②求められる対応

○ 災害共済給付制度と同程度の補償が受けられるスポーツ保険を整備する必要がある。そのため、国から、公益財団法人スポーツ安全協会に対して、補償内容の充実を要請する必要がある。

スポーツ庁から
要請

災害共済給付制度と
同程度の補償内容

2023年度よりA1・AW区分の改定を行いました。

改定 傷害保険

死亡: 3,000万円 (改定)
後遺障害: (最高) 4,500万円 (改定)
入院: (日額) 4,000円
通院: (日額) 1,500円

賠償責任保険

身体・財物賠償合算 1事故5億円
ただし、身体賠償は1人1億円
(限度額)

突然死葬祭費用保険

突然死 (急性心不全、脳内出血等)
に際し、親族が負担した葬祭費用
※180万円 (限度額)

掛金はそのままで、死亡・後遺障害 (最高) の保険金額を「災害共済給付制度」と同程度になるよう改定